

英国  
意匠規則  
2006年意匠規則  
2021年1月1日公布

目次

第1部 序

規則1 引用及び施行

規則2 解釈

規則2A 登録官の命令

規則2B 再登録意匠

規則3 様式

第2部 登録出願

登録出願及び方式要件

規則4 出願

規則5 方式要件

権利の部分放棄

規則6 権利の部分放棄

条約出願

規則7 条約出願

出願の審査、公告のための表示及び期限

規則8 出願の実体審査及び方式審査

規則9 公告のための意匠の表示

規則10 第3条(5)及び第3B条に基づく期限

第3部 登録後の意匠

公告

規則11 公告

権利の存続期間及び放棄

規則12 登録意匠の権利の存続期間の延長

規則13 第8A条に基づく意匠の失効した権利の回復

規則14 登録の取消

## 第4部 登録官に提起する聴聞手続

### 手続の実施

規則 15 無効宣言の申請手続

規則 15A 既存の登録共同体意匠の無効：無効通知及び特例申請手続；附則 1A 第 9A 項

規則 16 証拠調べ

規則 17 無効に関する登録官の決定

規則 18 登録官の裁量権行使

規則 19 登録官における手続に関する登録官の一般的権限

規則 20 公開聴聞

規則 21 登録官手続における証拠

### 雑則

規則 22 手続費用

規則 24 登録官は公式審理人の権限を有する

規則 25 聴聞の最低限事前通知

## 第5部 登録簿及びその他の情報

### 登録証及び登録することができる権利

規則 26 登録証

規則 27 権利の登録

### 登録意匠についての閲覧と情報

規則 28 登録簿、表示及び見本の閲覧

規則 29 書類の閲覧

規則 30 秘密情報

規則 31 登録意匠の権利についての情報

### 書類の写し

規則 32 登録簿記入事項の謄本又は登録簿の抄本

規則 33 表示又は見本の写し

### 変更及び更正

規則 34 名称又は住所変更

規則 35 登録簿の更正の通知

## 第6部 雑則

### 代理人及び顧問

規則 36 代理人

規則 37 顧問の任命

不備の訂正及び期間の延長

規則 38 不備の訂正

規則 39 規則に規定された期間の延長

規則 40 中断日

規則 41 通信業務の遅延

送達宛先

規則 42 送達宛先

規則 43 送達宛先の不提出

雑則

規則 44 公報

規則 45 就業時間

規則 46 非就業日

規則 47 経過規定及び取消

附則 1 書式(省略)

附則 2 経過規定(規則 47(1))

附則 3 廃止法令(省略)

## 第1部 序

### 規則1 引用及び施行

本規則は、2006年登録意匠規則として引用することができ、2006年10月1日に施行する。

### 規則2 解釈

(1) 本規則における用語の意味は、次のとおりとする。

「法律」とは、1949年登録意匠法を意味し、

「公報」とは、規則44(1)に基づいて発行される公報を意味し、また

「条」とは、法律の条を意味する。

(2) 期限又は期間が、規則19(1)又は規則39から規則41までに基づいて変更された場合は、本規則における期限又は期間への言及は、変更された期限又は期間への言及と解釈する。

### 規則2A 登録官の命令

法律第31A条又は第39条に基づいて登録官により出された命令は、登録官がそれらの影響を受ける虞のある者の注意を喚起し得ると考えるウェブサイトに公開されなければならない。

### 規則2B 再登録意匠

特段の定めがある場合を除き、本規則は他の登録意匠に適用するのと同様に、再登録意匠及び再登録国際意匠に適用される。

### 規則3 様式

(1) 本規則により使用される様式は、附則1に示されるものである。

(2) 様式を使用するためのこのような要件は、登録官が受理することができ、かつ、そのように示された様式により求められる情報を含む様式の使用により満たされる。

## 第2部 登録出願

### 登録出願及び方式要件

#### 規則4 出願

- (1) 意匠登録出願は、様式 DF2A で行い、次のとおりとし、所定の手数料を添える。
  - (a) 出願人の表示を含み、かつ
  - (b) 個々の意匠に関しては、次の何れかとする。
    - (i) 意匠の表示を含めるか、又は
    - (ii) 意匠の見本を添付する。
- (2) ただし、意匠登録出願であって、第3B条(3)の適用上後にする出願であるものは、様式 DF2B で行い、所定の手数料を添える。
- (3) 出願が意匠の表示を含む場合は、出願人は、その様式 DF2A 又は様式 DF2B での公開について同意を与えることができる。
- (4) 出願人が第3条(1)に基づいて何物かを提出することを意図する場合であって、次の場合は、登録官は、当該人にその旨を通知する。
  - (a) これが(1)又は(2)の何れかに規定する様式でない場合、又は
  - (b) 所定の手数料が添えられていない場合
- (5) (1)(b)に基づいて提出する表示又は見本は、意匠の簡単な説明を添付することができる。
- (6) 見本は、それが危険物又は生鮮物である場合は、(1)(b)に基づく提出はすることができず、そのような見本が提出された場合は、無視するものとする。
- (7) 繰返し表面模様である意匠の登録出願は、次のとおりである場合に限り、出願として取り扱われる。
  - (a) (1)(b)に基づいて提出された表示又は見本が、模様全体及び縦横方向における繰返しの十分な部分を含み、模様の繰返し方を見せるものである場合、かつ
  - (b) 出願が、それが繰返し表面模様に関する旨の陳述を含む場合

#### 規則5 方式要件

- (1) 意匠登録出願は、第1及び第2の要件を満たさなければならない。
- (2) 第1の要件は、意匠が適用を意図される又は意匠が組み込まれることを意図される製品を、出願人が明記していることである。
- (3) 第2の要件は、規則4(1)(b)(ii)に基づいて提出される意匠の見本の寸法が、29.7cm×21cm×1cm以内であることである。
- (4) 出願が第2の要件を満たさない旨を、規則8(1)に基づいて出願人が通知された後に、出願人が意匠の表示を提出する場合は、
  - (a) 当該表示は、規則4(1)(b)(i)に基づいて提出されたものとみなされ、かつ
  - (b) 規則4(1)(b)(ii)に基づいて提出された見本は、提出されなかったものとみなされる。
- (5) 第1の要件を満たすためになされる何れの事柄も、意匠登録によって付与される保護の範囲に影響を及ぼすものとはみなさない。

## 権利の部分放棄

### 規則 6 権利の部分放棄

意匠登録出願には、次のものを権利の部分放棄として添付することができる。

- (a) 意匠に関して出願されている保護の範囲若しくは程度を制限するもの、又は
- (b) 登録出願が製品の外観の一部のみを成す意匠に関するものである旨を表示するもの

## 条約出願

### 規則 7 条約出願

(1) 意匠登録出願が第 14 条によってなされる場合は、出願人は、次の規定を遵守しなければならない。

(2) 出願は、次の事項を明記する宣言を含まなければならない。

- (a) 各条約出願の出願日、及び
- (b) 出願がなされた国又は対象国

(3) 出願人は、出願日に始まる 3 月の期間の終了前に各条約出願の主題である意匠の表示の写しを特許庁に提出しなければならない。

(4) (3)に基づいて提出された表示の写しは、次のとおりとしなければならない。

- (a) 提出先の当局によって認証されていること、又は
- (b) 登録官が納得することができるように検認されていること

(5) 条約出願の写しの特許庁に保存される場合は、(3)は適用されない。

(6) 条約出願に関する書類が英語又はウェールズ語でない言語による場合は、登録官は、当該書類の全体又は一部の翻訳文を提出するよう出願人に命令することができる。

(7) その翻訳文は、命令日に始まる 3 月の期間の終了前に提出しなければならない。

(8) 出願人が次の場合、すなわち、

- (a) (4)に従って認証又は検認されている意匠の表示の写しの提出を怠る場合、又は
- (b) (6)に基づく命令の遵守を怠る場合は、

条約出願は、第 14 条(2)の適用上無視される。

(9) 本条規則において、「条約出願」は、条約国においてなされた意匠の保護の出願を意味する。

## 出願の審査、公告のための表示及び期限

### 規則 8 出願の実体審査及び方式審査

(1) 出願に含まれる意匠の登録を拒絶すべき旨を登録官が、下記を認める場合は、登録官は、この旨を出願人に通知しなければならない。

(a) 当該意匠の登録出願が、規則 9(2) (第 3A 条(2)参照)を除いては何れの本規則にも従ってなされていないとの理由、又は

(b) 第 3A 条(3)又は(4)の理由

(2) この通知は、その意匠の登録を拒絶すべきことを登録官が認める理由の陳述書(本条規則適用上の「異論陳述書」)を含まなければならない。

- (3) 出願人は、通知日に始まる2月の期間の終了前に、異論陳述書に対する答弁書を登録官に送付しなければならない。
- (4) 登録官は、出願人に聴聞を受ける機会を与えなければならない。
- (5) 登録官が出願に含まれる意匠の登録を拒絶する場合は、自己の決定の理由書を出願人に送付しなければならない。
- (6) 理由書が出願人に送付された日が、審判請求の目的のための決定日とみなされる。

#### **規則9 公告のための意匠の表示**

- (1) 登録官が意匠の登録を規則8(1)(a)又は(b)にいう理由で拒絶すべきでないとして決定する場合であって次の場合、すなわち、
  - (a) 意匠の表示が提出されていない場合、又は
  - (b) 表示が提出されているが、公告に適さない場合は、登録官は、適切な表示を提供するよう出願人に命令する。
- (2) この命令が出された場合は、出願人は、命令日に始まる3月の期間の終了前に適切な表示を提出しなければならない(これを怠る場合は、登録官は意匠の登録を拒絶することができる。第3A条(2)参照)。
- (3) 適切な表示が提出された場合は、出願人は、その様式DF2Cでの公告について同意書を提出するものとする。
- (4) ただし、出願人が規則4(3)に従って公告に同意した場合は(3)は適用されない。
- (5) 本条規則において、「適切な表示」は、公告のために適切な意匠の表示を意味する。

#### **規則10 第3条(5)及び第3B条に基づく期限**

- (1) 第3条(5)の適用上所定の期限は、意匠登録出願がなされた又はなされたとみなされる日に始まる12月とする(第14条に拘らず)。
- (2) 第3B条(3)の適用上所定の期間は、第3B条(3)に基づいて先の出願が補正された日に始まる2月とする。

## 第3部 登録後の意匠

### 公告

#### 規則11 公告

- (1) 意匠が登録されたときは、登録官は、登録証が付与された後速やかに当該意匠の表示を公報に公告しなければならない。
- (2) 登録官が表示を公告するときは、登録官は、当該意匠に関連すると自己が考えるその他の情報も公告することができる。
- (3) (1)に基づいて公告される表示は、規則4(1)(b)(i)又は規則9(2)に基づいて提出された又は規則5(4)にいう表示でなければならない。

### 権利の存続期間及び放棄

#### 規則12 登録意匠の権利の存続期間の延長

- (1) 第8条(2)又は第8条(4)に基づく延長の申請は、様式DF9Aで行う。
- (2) 第8条(2)に基づく申請は、5年の関連期間の満了する日に終了する6月の期間に限り行うことができる。
- (3) 所定の更新手数料の受領後、登録官は、登録意匠の権利の延長を登録所有者に通知する。
- (4) 登録意匠の権利が第8条(3)の理由で効力を停止した場合は、登録官は、その権利が停止した日に始まる6週間の期間の終了前にその事実の通知書を登録所有者に送付する。
- (5) ただし、更新手数料及び所定の追加手数料が通知送付の前に納付された場合は、(4)は適用されない。

#### 規則13 第8A条に基づく意匠の失効した権利の回復

- (1) 第8A条に基づく意匠の権利の回復の申請は、次のとおりとする。
  - (a) 様式DF29で行い、かつ
  - (b) 申請で行った陳述の証拠により裏付ける。
- (2) 第8A条(1)の適用上規定された期間は、登録意匠が存続期間満了の日に始まる12月の期間とする。ただし、登録意匠が再登録意匠又は再登録国際意匠であって、意匠の存続期間が(2018年欧州連合離脱法第20条(1)に規定する)移行日から6月の期間に満了する場合及び移行日から6月の日に満了する場合を除く。
  - (2A) 関連する再登録意匠又は再登録国際意匠に関して、第8A条(1)の適用上規定された期間は、登録官が第8条(3)に基づいて通知した日の直後に始まる12月の期間とする。
- (3) 申請の通知は、公報に公告しなければならない。
- (4) 当該証拠の検討後、登録官が第8A条に基づく命令を出すべき事案であると認めない場合は、登録官は、その旨を申請人に通知する。
- (5) 申請人は、当該通知日に始まる1月の期間の終了前に登録官による聴聞を請求することができる。
- (6) 申請人が聴聞を請求する場合は、登録官は、申請人に聴聞の機会を与えた後、第8A条に基づく申請を認めるか拒絶するかを決定する。



(7) 登録官が命令を出さないことを決定する場合は、登録官は、自己の決定の理由書を申請人に交付する。

#### **規則 14 登録の取消**

意匠の登録の取消の第 11 条に基づく請求は、様式 DF19C で行う。

## 第4部 登録官に提起する聴聞手続

### 手続の実施

#### 規則15 無効宣言の申請手続

- (1) 第11ZB条に基づく無効宣言の申請は、次のとおりとする。
  - (a) 様式DF19Aで行い、かつ
  - (b) 申請を行う理由の陳述書を含める。
- (2) 理由陳述書は、申請が依拠する事実と理由の簡潔な陳述を含み、真実陳述書で真実宣言しなければならない。
- (3) 登録官は、様式DF19Aの写しと事件陳述書を登録所有者に送付しなければならない。
- (4) 登録官は、登録所有者が反対陳述書を提出する期間を明記しなければならない。
- (5) 登録所有者は、当該期間内に次のとおりしなければならない。
  - (a) 反対陳述書を様式DF19Bで提出し、かつ
  - (b) 写しを申請人に送付する。これを怠る場合は、登録官は、登録所有者が申請に異議申立しないものとして取り扱うことができる。
- (6) 反対陳述書において登録所有者は、次のとおりしなければならない。
  - (a) 自己が依拠する事実の簡潔な陳述を含める。
  - (b) 理由陳述書中の主張の何れを否認するかを陳述する。
  - (c) 主張の何れかを自己が容認又は否認することができないが、申請人にその何れかを証明することを請求する旨を陳述する。
  - (d) 何れの主張を自己が認容するかを陳述する。更に、この反対陳述書は、真実宣言書で真実宣言しなければならない。
- (7) この部において、
  - (a) 「事件陳述書」は、申請人により提出される理由陳述書又は登録所有者により提出される反対陳述書を意味する。及び
  - (b) 事件陳述書というときは、事件陳述書の一部を含む。

#### 規則15A 既存の登録共同体意匠の無効：無効通知及び特例申請手続；附則1A第9A項

- (1) 附則1A第9A項に基づく無効通知は、次の様にしなければならない。
  - (a) 移行期間の終了の日の直前にRCD登録簿に登録された番号により、既存の登録共同体意匠をその意匠の表示と共に特定し、
  - (b) 既存の登録共同体意匠が決定に従って無効と宣言された決定(審判請求に関してなされた決定を含む)の写しを添付し、かつ
  - (c) 既存の登録共同体意匠が(全体的又は部分的を問わず)無効と宣言された決定が最終的になされたことを確認する陳述書を含む。
- (2) 既存の登録共同体意匠に由来する再登録意匠の所有者により登録官へ無効通知が送付された場合、その無効通知に次のものを添付しなければならない。
  - (a) 附則1A第9A項(4)の規定に基づき、再登録意匠は(全体的に又は部分的にを問わず)無効と宣言されるべきではないとする、登録官宛ての書面による通知(「特例通知」)

(b) 関連する裏付けとなる証拠(「裏付け証拠」)とともに、附則 1A 第 9A 項が適用される理由の陳述書(「陳述書」)

(3) 再登録意匠の所有者が登録官へ無効通知を提出したが、特例通知、陳述書又は裏付け証拠を送付しなかった場合、その無効通知で特定される既存の登録共同体意匠に由来する再登録意匠の登録は、登録官が別段の命令をする場合を除き、既存の登録共同体意匠と同程度に無効と宣言されなければならない。

(4) 登録官が、既存の登録共同体意匠に由来する再登録意匠の所有者以外の者より無効通知を受領した場合、登録官はその無効通知を受領後、合理的に可能な限り速やかに、次のことをしなければならない。

(a) 無効通知で特定される既存の登録共同体意匠に由来する再登録意匠の所有者にその無効通知の写しを送付し、かつ

(b) 既存の登録共同体意匠に由来する再登録意匠の所有者に、その再登録意匠が、既存の登録共同体意匠の無効の宣言に基づいて、それが由来する既存の登録共同体意匠と同程度に無効と宣言される旨を通知する。

(5) 登録官が無効通知による以外に附則 1A 第 9A 項にいう状況を認識した場合、登録官はその状況を認識した後、合理的に可能な限り速やかに、(4) (b)に規定する条件における既存の登録共同体意匠に由来する再登録意匠の所有者へ通知しなければならない。

(6) (4) 及び(5)にいう再登録意匠の所有者は、(4) (b) 及び(5)にいう通知に指定される 1 月以上の期間内に、(2)にいう陳述書及び裏付け証拠を添付した特例通知を登録官へ送付しなければならない。それがなされない場合、登録官が別段の命令をするときを除き、再登録意匠の登録は、その再登録意匠が由来する登録共同体意匠と同程度に無効と宣言されなければならない。

(7) 登録官は、再登録意匠に附則 1A 第 9A 項を適用するか否かについての決定に至る際、再登録意匠の所有者によって提出された陳述書及び裏付け証拠を勘案しなければならない。かつ、その決定の理由を述べた決定の書面による通知を所有者に送付しなければならない。

(8) (7)にいう決定を不服とする審判請求の目的では、通知が送付された日を決定の日とみなさなければならない。

## 規則 16 証拠調べ

(1) 規則 15(4)に規定する期間が満了したときは、登録官は、当事者が証拠を提出することができる期間を指定しなければならない。

(2) 無効宣言の申請人が、(理由書以外に)申請を裏付ける証拠を提出しない場合は、登録官は、申請人が申請を取り下げたものとみなすことができる。

(3) 登録官は、自己が適切と考える場合は随時、自己が適切と考える条件で、何れの当事者にも証拠を提出するよう許可を与えることができる。

(4) 本条規則に基づいて、証拠は、次のときに限り提出されたものとみなされる。

(a) 登録官により受領され、かつ

(b) 手続の相手方当事者すべてに送付されたとき

(5) 登録官は、両当事者に聴聞の機会を与えなければならない。

(6) 何れかの当事者が聴聞を請求する場合は、登録官は、聴聞日の通知を両当事者に送付しなければならない。

### 規則 17 無効に関する登録官の決定

- (1) 登録官は、無効宣言の申請に関する決定をした場合は、決定の理由を記載してその通知書を両当事者に送付しなければならない。
- (2) 決定が申請人に送付された日が、審判請求のための決定日とみなされる。

### 規則 18 登録官の裁量権行使

登録官は、法律により又は法律に基づいて、自己に付与されている裁量権を意匠登録の出願人の利益に反して行使する前に、出願人に聴聞を受ける機会を与えなければならない。

### 規則 19 登録官における手続に関する登録官の一般的権限

- (1) 登録官は、この部の規定に基づいて指定された期間を延長若しくは短縮(又は再延長若しくは再短縮)することができる。
- (2) 自己における手続の何れかの段階において、登録官は、手続の当事者が事件管理会議又は聴聞前審理に出席することを命令することができる。
- (3) 法律又は本規則に別段の定めがある場合を除き、登録官は、手続の管理に関して、自己が適切と考える命令をすることができる。特に、次のとおりにすることができる。
  - (a) 書類、情報又は証拠の提出を求めること
  - (b) 書類の翻訳文を求めること
  - (c) 当事者又は当事者の法定代理人に聴聞に出席することを求めること
  - (d) 電話により又は他の直接口頭通信の方法の使用により聴聞を行う又は証拠を受領すること
  - (e) 事件陳述書の補正を認容すること
  - (f) 一般的にか又は指定の日時若しくは事件発生までの何れかで、手続の全体又は一部を停止すること
  - (g) 手続を統合すること
  - (h) 手続の一部を別個の手続として取り扱うよう命令すること
- (4) 登録官は、次の事項について命令することにより証拠を管理ことができ、かつ、これに適合せず認容することができない証拠を除外するために、本項に基づく自己の権限を行使することができる。
  - (a) 自己が証拠を求める争点
  - (b) 当該争点を決定するために自己が求める証拠の内容、及び
  - (c) 証拠が登録官に対して提示される方法
- (5) 登録官がこの部の規定に基づいて命令をするときは、次のとおりにすることができる。
  - (a) 命令を条件付きとし、かつ
  - (b) 命令又は条件の不遵守の結果を明示する。

### 規則 20 公開聴聞

- (1) (3)及び(4)に従うことを条件として、登録意匠出願又は登録意匠に関する2以上の当事者間手続の登録官の聴聞は、公開で行われる。
- (2) 手続の何れかの当事者は、聴聞が非公開で行われることを登録官に申請することができる。

- (3) 登録官は、次の場合に限り(2)の申請を認め、その申請が認められた場合は、聴聞は非公開とする。
- (a) 聴聞が非公開で行われることが正義に適い、かつ
  - (b) 手続の当事者すべてが、その件で聴聞を受ける機会を得ている場合
- (4) (2)に基づく申請の聴聞は、非公開とする。
- (5) 本条規則において、聴聞というときは、聴聞の何れかの一部を含む。
- (6) 本条規則の何れの規定も、行政審判所審議会又はそのスコットランド委員会の構成員が聴聞に出席することを阻むものではない。

#### **規則 21 登録官手続における証拠**

- (1) 次に従うことを条件として、この部に基づいて提出される証拠は、
- (a) 証人陳述書、事件陳述書、宣誓供述書、司法手続外誓約書により、又は
  - (b) 裁判所手続における証拠として認容することができるその他の形式により、提出することができる。
- (2) 証人陳述書又は事件陳述書は、真実宣言を含む場合に限り証拠として提出することができる。
- (3) 聴聞での証拠は、登録官又は制定法による別段の求めがある場合を除き、証人陳述書によるものとするのが一般原則である。
- (4) この部の適用上、真実宣言書は、次のとおりとする。
- (a) 陳述人が、特定の書類に陳述される事実が真実であると信じる旨の陳述を意味し、かつ
  - (b) 次の者により日付を付され署名されなければならない。
    - (i) 証人陳述書においては、陳述人
    - (ii) その他の場合は、当事者又はその法定代理人
- (5) この部において、証人陳述書とは、人が口頭で与えることを認容されると考える証拠を含む当該人により署名された書面による陳述である。

#### **雑則**

#### **規則 22 手続費用**

登録官は、法律に基づく自己における手続において、自己が適切と考える費用を命令により当事者に裁定することができ、その支払方法及び支払当事者を指示することができる。

#### **規則 24 登録官は公式審理人の権限を有する**

登録官は、次に関して最高法院の公式審理人の権限を有する。

- (a) 証人の出席及びその宣誓尋問、及び
- (b) 書類の開示及び提出

ただし、登録官は、裁判所侮辱を略式に罰する権限は有さない。

#### **規則 25 聴聞の最低限事前通知**

登録官は、法律に基づく聴聞の事前通知を14日未満で与えてはならない。

## 第5部 登録簿及びその他の情報

### 登録証及び登録することができる権利

#### 規則26 登録証

- (1) 登録証は、次の事項を含めなければならない。
  - (a) 登録所有者の名称
  - (b) 登録日、及び
  - (c) 意匠の登録番号
- (2) 登録所有者による登録証の写しの請求は、次のとおりにしなければならない。
  - (a) 書面により、かつ
  - (b) 所定の手数料を添える。
- (3) この請求を検討する前に、登録官は、自己が適切と考える情報又は証拠を提供するよう請求人に求めることができる。
- (4) 本規則は再登録意匠又は再登録国際意匠に適用されない。

#### 規則27 権利の登録

- (1) 次の事項が、第17条(1)(c)の適用上、規定されている。
  - (a) 登録所有者の送達宛先
  - (b) 登録意匠に基づくライセンスの付与又は取消
  - (c) 登録意匠又はそれにおける又は基づく権利に係る約定担保権(固定又は浮動を問わず)の付与又は取消
  - (d) 登録意匠又はそれにおける又は基づく権利を移転する裁判所又は他の管轄当局の命令
  - (e) 登録される意匠が、(附則1A第1項(2)における「再登録意匠」の意味における)再登録意匠である場合、その再登録意匠が由来する登録共同体意匠の登録番号を含む、再登録意匠が移行期間の終了の日において欧州連合知的財産庁における登録の対象であった旨の表示
- (2) 第17条(1)(a)若しくは(b)又は(1)に規定されない事項を登録簿に記入することの登録官への申請は、書面でなければならない。
- (3) 第19条(1)又は(2)に基づく申請は、様式DF12Aでなければならない。
- (4) 登録官は、登録簿にある事項を記入すべきか否か疑問がある場合は、次のとおりにしなければならない。
  - (a) 疑義の理由を申請人に伝え、かつ
  - (b) 申請の裏付証拠を提供するようその者に求める。

### 登録意匠についての閲覧と情報

#### 規則28 登録簿、表示及び見本の閲覧

- (1) 登録簿及び登録意匠の表示又は見本は、すべての種類の公衆への業務のために特許庁が就業している時間中に、特許庁において閲覧に供される(規則45(2)参照)。
- (2) 意匠に関して第5条(1)に基づく命令が有効である間は、意匠の表示又は見本は閲覧に供されない。

## 規則 29 書類の閲覧

- (1) 意匠が法律に基づいて登録された場合は、その意匠に関して特許庁に保管されるすべての書類が、登録証が付与された日以後に特許庁において閲覧に供される。
- (2) ただし、次のときは、何れの書類も閲覧することはできない。
  - (a) 次の日に始まる 14 日の期間の終了前
    - (i) 特許庁に提出された日、又は
    - (ii) 登録官又は特許庁により受領された日
  - (b) 当該書類が、内部使用のために限り登録官又は特許庁により作成された場合
  - (c) 書類が次の事項を含む場合
    - (i) 登録官の見解で、人を害する虞のある方法で誹謗する事項、又は
    - (ii) 登録官の見解で、その閲覧が中傷的、非道徳的又は反社会的言動を助長する事項
- (3) 特定の場合において次のときは、登録官が別段の命令をする場合を除き、書類は閲覧することはできない。
  - (a) 次の場合、すなわち、
    - (i) 書類が登録官又は特許庁により内部使用のために作成され、かつ
    - (ii) 登録官が秘密にすべきと考える情報を含む場合
  - (b) その書類が、(規則 30 に基づいて)秘密書類として取り扱われている場合
- (4) 本条規則及び規則 30 において、書類というときは、書類の一部を含む。

## 規則 30 秘密情報

- (1) ある者が書類を特許庁へ提出する又は登録官若しくは特許庁へ送付する場合は、何人も、その書類が秘密書類として取り扱われることを請求することができる。
- (2) 書類を秘密に取り扱うことの請求は、次のとおりとする。
  - (a) 書類が特許庁へ提出された又は登録官により若しくは特許庁で受領された日に始まる 14 日の期間の終了前にする。
  - (b) 請求の理由を含める。
- (3) (1) に基づいて請求がなされた場合は、書類は、登録官がその請求を拒絶するか又は(4) に基づく命令をするまで秘密に取り扱われる。
- (4) 書類を秘密のままとすることに十分な理由があると認められる場合は、登録官は、書類が秘密書類として取り扱われることを命令することができる。そのように認められない場合は、登録官は、(1) に基づく請求を拒絶する。
- (5) ただし、(4) に基づく命令が有効に存続する十分な理由がなくなった場合は、登録官はそれを取り消す。

## 規則 31 登録意匠の権利についての情報

- (1) 第 23 条に基づく情報の請求は、様式 DF21 で行い、所定の手数料を添えるものとする。
- (2) 請求は、次のとおりとする。
  - (a) 請求人に登録番号が判明している場合は、その番号を含める。又は
  - (b) その他の場合は、次の製品の表示若しくは見本を添付する。
    - (i) その中に意匠が組み込まれている製品、又は

(ii) それに意匠が適用されている製品

## 書類の写し

### 規則 32 登録簿記入事項の謄本又は登録簿の抄本

登録簿記入事項の認証謄本又は登録簿の認証抄本の第 17 条(5)に基づく申請は、様式 DF23 で行い、所定の手数料を添える。

### 規則 33 表示又は見本の写し

(1) 人は、意匠の表示又は見本の認証謄本を登録官に申請することができ、その者は、当該写しを得ることができる。

(2) (1)に基づく申請は、書面で行い、所定の手数料を添える。

(3) 本規則は再登録意匠又は再登録国際意匠に適用されない。

## 変更及び更正

### 規則 34 名称又は住所変更

(1) 何人も、自己の名称又は住所の変更を次のようにすることを請求することができる。

(a) 登録簿に記入すること、又は

(b) 特許庁に申請若しくは提出された他の書類について行うこと

(2) (1)に基づく請求は、

(a) 名称の変更に関して、様式 DF16A で行い、また

(b) 住所の変更に関して、様式 DF16A 又は書面で行う。

(3) 登録官は、名称又は住所の変更を行うべきか否かについて疑義がある場合は、

(a) その疑義の理由をその請求人に伝え、かつ

(b) その者に請求を裏付ける証拠を提供するよう求めることができる。

(4) 登録官が、変更を行うべきか否かについて疑義がない(又は疑義がなくなった)場合は、その変更が登録簿に記入されるか又は申請若しくは書類になされる。

### 規則 35 登録簿の更正の通知

(1) 第 20 条(3)の適用上、登録官への通知も所定の方法は通知書の提出である。

(2) 第 20 条(4)の適用上、登録官への届出の所定の方法は命令の写しの特許庁への提出である。



## 第6部 雑則

### 代理人及び顧問

#### 規則 36 代理人

(1) 意匠登録又は登録意匠に関する手続に関して、何人かにより又は対してなされることを法律によって求められる又は授権される行為は、当該人により口頭又は書面で授権された代理人により又は対してなされることが可能である。

(2) ただし、代理人は、次の場合に限り(1)に基づいて授権されているものとみなされる。

(a) 次のときに出願人によって任命された場合

(i) 登録出願をするとき

(ii) 第11ZB条に基づいて無効宣言の申請をするとき、若しくは

(iii) 第19条(1)又は(2)に基づいて申請をするとき、又は

(b) 様式DF1Aを提出した場合

(3) (1)に基づいて代理人が授権された場合は、登録官は、自己が特定の場合に適切と考える場合は、本人の署名又は出頭を求めることができる。

#### 規則 37 顧問の任命

(1) 登録官は、自己における手続において補佐する顧問を任命することができる。

(2) 登録官は、顧問に対して提出される疑問又は出される指示を解決する。

### 不備の訂正及び期間の延長

#### 規則 38 不備の訂正

登録官は、自己が適切と考える場合は、手続の不備を、

(a) 自己が命令する通知を当事者に与えた後、かつ

(b) 自己が命令する条件に従うことを条件として、

更正することができる。

#### 規則 39 規則に規定された期間の延長

(1) 登録官は、自己が適切と考える場合は、本規則に規定された期間を延長(又は再延長)することができる。ただし、次に規定されたものを除く。

(a) 規則10(1)(第3条(5)の適用上規定された期間)、及び

(b) 規則13(2)(回復申請をする期間)(ただし、規則38、規則40及び規則41に基づいて当該期間は延長することができる)

(2) (1)に基づく延長は、登録官が、

(a) 自己が命令する通知を当事者に与えた後、かつ

(b) 自己が命令する条件に従うことを条件として、

行う。

(3) 延長は、関連規則によって規定された期間の満了に拘らず、(1)に基づいて認めることができる。

#### 規則 40 中断日

- (1) 登録官は、次の場合は、その日を中断日として証明することができる。
  - (a) 特許庁の通常の業務における中断を起こす事件又は状況がある場合、又は
  - (b) 連合王国の郵便業務における全般的な中断又はその後の混乱がある場合
- (2) (1)に基づいて作成される登録官の証明書は、特許庁で掲示し公報に公告する。
- (3) 本規則に基づいて何事かをなす期間が中断日に満了する場合は、登録官は、その期間を中断日(又は非就業日)でない翌日まで延長する。
- (4) 本条規則において、  
「中断日」は、(1)においてそのように証明された日を意味し、また  
「非就業日」は、規則 46 によりそのように指定された日を意味する。

#### 規則 41 通信業務の遅延

- (1) 登録官は、本規則に基づく何事かをなすことができないことが全体的に又は主に通信業務の遅延又は停止に起因することに納得する場合は、本規則における期間を延長する。
- (2) (1)に基づく延長は、登録官が、
  - (a) 自己が命令する通知を当事者に与えた後、かつ
  - (b) 自己が命令する条件に従うことを条件として、行う。
- (3) 本条規則において、「通信業務」は、書類を送付配達する業務を意味し、郵便、電子通信及び宅配便を含む。

#### 送達宛先

##### 規則 42 送達宛先

- (1) 法律に基づく手続の適用上、送達宛先が次の者により提出されなければならない。
  - (a) 意匠登録の出願人
  - (b) 登録意匠の無効宣言の第 11ZB 条に基づく申請人
  - (c) 当該申請に異議申立する意匠の登録所有者
  - (d) 規則 15A に基づいて登録官へ特例通知を送付する再登録意匠の所有者
- (2) 登録意匠の所有者又は登録意匠における何らかの権利を登録した者は、様式 DF1A で送達宛先を提出することができる。
- (3) (1)又は(2)に基づいて何人かが送達宛先を提出した場合は、様式 DF1A で登録官へ通知することにより、新たな送達宛先で置き換えることができる。
- (4) 本規則に基づいて提出された送達宛先は、連合王国、ジブラルタル又はチャンネル諸島における宛先でなければならない。

##### 規則 43 送達宛先の不提出

- (1) 次の場合、すなわち、
  - (a) 人が規則 42(1)に基づく送達宛先を提出せず、かつ
  - (b) 登録官がその者に連絡することを可能にする十分な情報を有する場合は、

登録官は、当該人に送達宛先を提出するように命令する。

(2) (1)に基づいて命令が発せられた場合は、命令を受けた者は、命令の日に始まる2月の期間の終了前に送達宛先を提出しなければならない。

(3) 次の場合は、(4)が適用される。

(a) (1)に基づいて命令が発せられ、(2)に基づく所定の期間が満了した場合、又は

(b) (1)に基づく命令を発するための十分な情報を登録官が有していなかった場合であって、かつ、当該人が送達宛先を提出しなかった場合

(4) 本項が適用される際には、

(a) 意匠登録の出願人の場合は、出願が取り下げられたものとみなされ、

(b) 無効宣言の第11ZB条に基づく申請人の場合は、申請が取り下げられたものとみなされ、また

(c) 第11ZB条に基づく申請に異議申立する所有者の場合は、手続を取り下げたものとみなされる。

(d) 登録官へ特例通知を送付する所有者の場合は、登録官はその所有者が特例通知を送付しなかったものとして手続しなければならない。

(5) 本条規則において、「送達宛先」は、規則42(4)又は(5)の要件を満たす宛先を意味する。

## 雑則

### 規則44 公報

(1) 登録官は、次のものを含む公報を発行する。

(a) 法律又は本規則により公告を求められるすべての事柄、及び

(b) 登録官が一般的に有益又は重要と考えるその他の情報

(2) 本規則において、「公報」は、(1)に基づいて発行される公報を意味する。

### 規則45 就業時間

(1) 特許庁は、公衆による関連業務のために就業時間を次のとおりとする。

(a) 月曜日から金曜日、午前9時から深夜12時まで、かつ

(b) 土曜日、午前9時から午後1時まで

(2) 法律に基づいて公衆によるその他すべての業務のために、特許庁は就業時間を午前9時から午後5時までとする。

(3) この部において、「関連業務」は、申請又は他の書類の提出を意味するが、次を除く。

(a) 第8条に基づく延長の申請、又は

(b) 第14条によってなされる意匠登録の出願

### 規則46 非就業日

(1) 次は、法律に基づく業務を公衆が行うことについての非就業日である。

(a) 日曜日

(b) グッドフライデー

(c) クリスマス、又は

(d) 1971年の銀行及び金融取引法第1条によって休日と指定又は宣言された日

(2) 土曜日は、法律に基づく業務(関連業務を除く。規則 45(1)参照)を公衆が行うことについての非就業日である。

#### **規則 47 経過規定及び取消**

(1) 附則 2(経過規定)は、有効とする。

(2) 附則 3(取消)に示す命令書は、指定された範囲で取り消す。

附則

附則 1 書式(省略)

## 附則 2 経過規定

### 第 1 部 係属中の出願に関する規定

#### 第 1 項 解釈

この部において、

「旧規則」は、本規則の施行直前に効力を有した 1995 年登録意匠規則を意味し、また「RR0」は、2006 年規則改正(登録意匠)命令を意味する。

#### 第 2 項 異論陳述書

次の場合、すなわち、

- (a) 登録官が、旧規則の規則 29 に基づいて異論陳述書を出願人に送付し、かつ
  - (b) 出願人が、その異論に関する答弁書を登録官に送付しなかった場合は、
- この異論は、本規則の規則 8 に基づく「異論陳述書」とみなされ、この異論が送付された日が、出願人が規則 8(1)に基づいて通知を受けた日とみなされる。

#### 第 3 項 第 3B 条(3)の適用上規定された期間

次の場合、すなわち、

- (a) 本規則の規則 10 に規定する期間が本規則の施行日前に満了し、かつ
  - (b) 旧規則の規則 36A によって第 3B 条の適用上規定された期間が、本規則が施行される日前に満了しなかった場合は、
- 第 3B 条(3)の適用上規定された期間は、旧規則の規則 36A にいう期間とする。

#### 第 4 項 公告

法律に基づく意匠登録の出願が、本規則が施行される日前になされた場合は、規則 9 及び規則 11 は適用されない。

#### 第 5 項 回復

旧規則の規則 41(2)に従ってなされた申請は、本規則の規則 13(1)に従ってなされたものとみなされる。

#### 第 6 項 登録簿の閲覧

第 22 条に対して RR0 第 16 条(2)(b)及び(3)によってなされた改正が、(RR0 第 19 条の理由により)法律に基づく登録に適用されない場合は、旧規則の規則 69 が当該登録に関して引き続き効力を有する。

#### 第 7 項 書類の閲覧

規則 29 及び規則 30 は、本規則が施行される前に特許庁に提出された書類に適用されない。

#### 第 8 項 認証謄本の請求

特許庁に保管される表示、見本又は書類の認証謄本についての旧規則の規則 72 に基づく請求

は、本規則の規則 33(1)に基づく申請とみなされる。

### 第 9 項 無効手続

(1) 反対陳述書を提出するために登録官が旧規則の規則 53 に基づいて認めた期間は、本規則の規則 15(4)に基づいて指定される期間とみなされる。

(2) 次の場合、すなわち、

(a) 無効宣言の申請が本規則の施行前になされ、かつ

(b) 反対陳述書が登録所有者によって提出されている場合は、

登録官は、証拠を提出することができる期間を規則 16(1)に従って、本規則の施行後 28 日以内に指定しなければならない。

## 第 2 部 旧法に基づく出願に関する規定

### 第 10 項 解釈

この部において、「旧法」は、2001 年 10 月 27 日に効力を有した 1949 年登録意匠法を意味する。

### 第 11 項 この部の適用

この部は、次に適用される。

(a) 2001 年登録意匠規則の規則 11 の意味における経過的登録

(b) 同規則の規則 12 の意味における 1989 年後の登録、及び

(c) 同規則の規則 13 の意味における 1989 年前の登録

### 第 12 項 産業上の利用の意味

旧法第 6 条の適用上、意匠が「産業上利用された」とみなされる状況は、次のとおりである。

(a) 意匠が、(旧法第 44 条(1)の意味において)すべてを合せて単一の組の物品を構成しない 50 を越える物品に適用される場合、又は

(b) 意匠が、手作り商品でなく、着分又は反物単位で製造される商品に適用される場合

### 第 13 項 旧法第 11 条(2)に基づく申請

(1) 本規則の第 4 部は、法律第 11ZB 条に基づく無効宣言の申請への適用に準拠して、旧法第 11 条(2)に基づく登録取消の申請に適用される。

(2) 申請が旧法第 11 条(2)に基づいてなされる場合は、規則 15(1)における法律第 11ZB 条に基づく無効宣言の申請への言及は、旧法の関連規定に基づく申請への言及と解釈する。

(3) 規則 23(1)の適用上、旧法第 11 条(2)に基づく申請は、法律第 30 条(3)にいうものとして取り扱われる。

附則 3 廢止法令(省略)